

第1回 旧北上川河口かわまちづくり検討会

議 事 次 第

日時：平成25年7月22日（月）

14:00～16:00

場所：石巻市役所 4階 庁議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. 挨拶 石巻市長
 東北地方整備局 河川部長
4. 検討会設立趣意及び検討会規約（案）について
5. 検討会の公開方法及び傍聴規定（案）について
6. 座長の選出
7. 座長挨拶
8. 議事
 〔事務局〕
 (1) 旧北上川河口部における災害復旧事業の概要
 (2) いしのまき水辺の緑のプロムナード計画概要
 (3) かわまちづくり・景観検討の進め方について（案）
 (4) かわまちづくり・景観配慮にあたっての視点及び配慮事項（案）

 〔審 議〕
9. その他
10. 閉 会

旧北上川河口かわまちづくり検討会 委員名簿

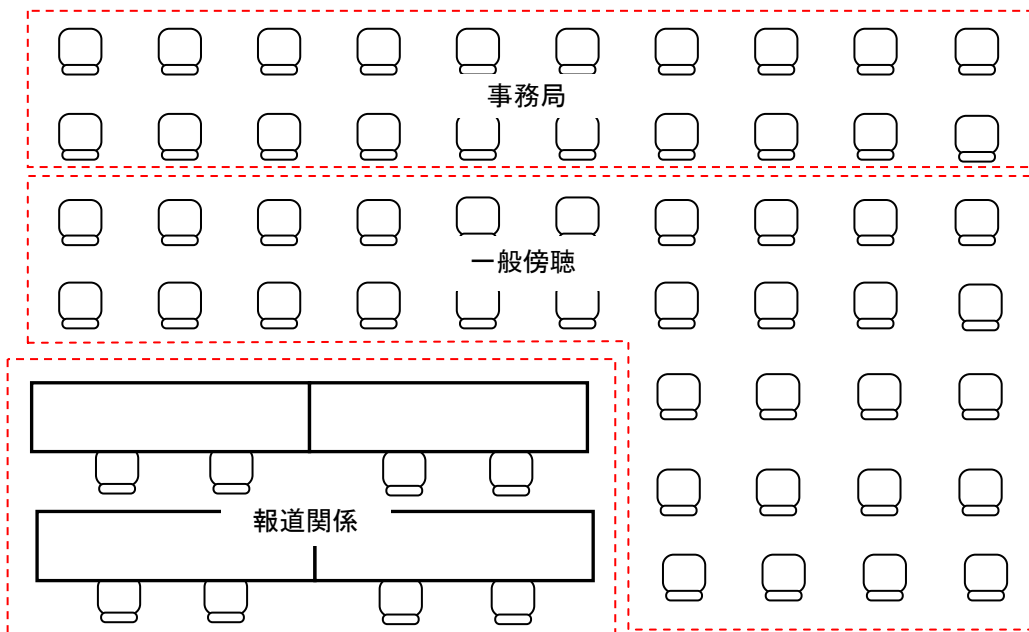
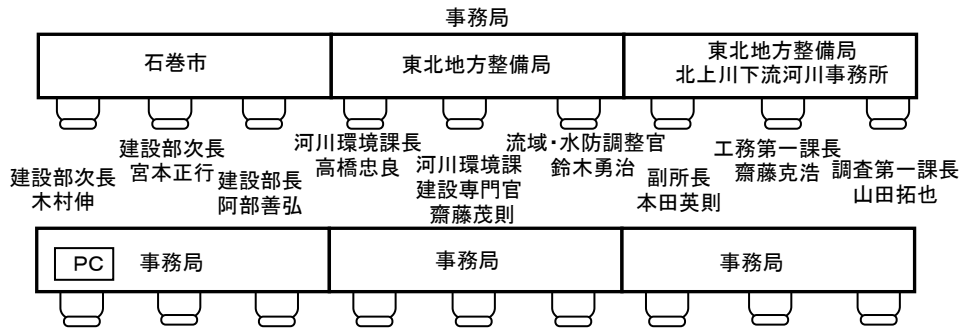
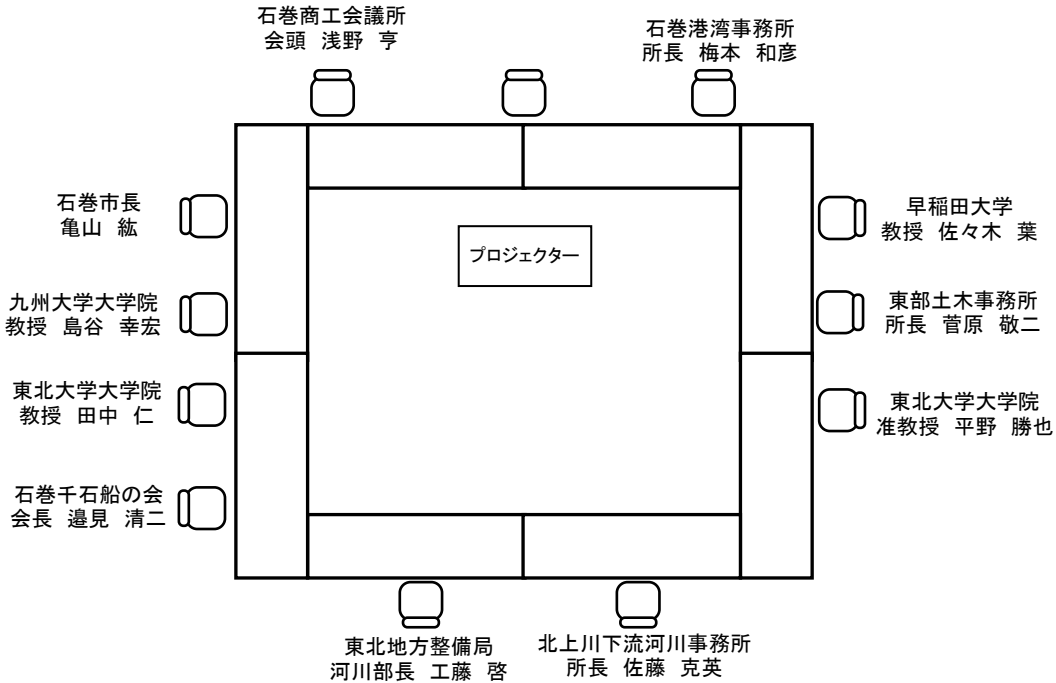
あさの 浅野	とおる 亨	石巻商工会議所 会頭
うめもと 梅本	かずひこ 和彦	宮城県 石巻港湾事務所長
かめやま 亀山	ひろし 紘	石巻市長
ささき 佐々木	よう 葉	早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授
しまたに 島谷	ゆきひろ 幸宏	九州大学大学院 工学研究院 教授
すがわら 菅原	けいじ 敬二	宮城県 東部土木事務所長
たなか 田中	ひとし 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授
ひらの 平野	かつや 勝也	東北大学大学院 工学研究科 准教授
へんみ 邊見	せいじ 清二	石巻千石船の会 会長

50音順、敬称略

くどう 工藤	けい 啓	東北地方整備局 河川部長
さとう 佐藤	かつひで 克英	東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

第1回 旧北上川河口かわまちづくり検討会 配席図
(石巻市役所庁議室)

スクリーン



受付

出入口

配布資料一覧

- 資料—1 旧北上川河口かわまちづくり検討会設立趣意書（案）
 - 資料—2 旧北上川河口かわまちづくり検討会 規約（案）
 - 資料—3 旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する公開方法（案）
旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する傍聴規定（案）
 - 資料—4 旧北上川河口部における災害復旧事業の概要
 - 資料—5 いしのまき水辺の緑のプロムナード計画概要
 - 資料—6 かわまちづくり・景観検討の進め方について（案）
 - 資料—7 かわまちづくり・景観配慮にあたっての視点及び
配慮事項（案）
- 参 考 現地状況写真

旧北上川河口かわまちづくり検討会 設立趣意書（案）

東日本大震災により甚大な被害が発生した旧北上川河口において、被災地の安全・安心を確保した一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、河川津波対策を踏まえた河川堤防・護岸等の河川管理施設の復旧が不可欠かつ急務である。

一方、石巻市は、震災前に構想していた「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画（平成23年2月策定）」について、震災復興基本計画に基づく堤防沿いの土地利用等を踏まえ平成25年3月に一部見直しを行い、新たな河川堤防や護岸等を生かしたまちづくりを行う計画である。

本検討会は、旧北上川河口の新たな河川堤防の整備を進めるにあたり、安全・安心に加え、人々が憩える空間を創造する水辺を活かした「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」と連携し、石巻の歴史・文化、地域の特性などを踏まえたかわまちづくりや、景観に配慮する方法について指導、助言を頂くことを目的として、設立するものである。

旧北上川河口かわまちづくり検討会 規約（案）

第1条（趣旨）

この規約は、「旧北上川河口かわまちづくり検討会」（以下「検討会」という）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

東日本大震災により甚大な被害が発生した旧北上川河口において、被災地の安全・安心を確保した一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、河川津波対策を踏まえた河川堤防・護岸等の河川管理施設の復旧が不可欠かつ急務である。

一方、石巻市は、震災前に構想していた「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画（平成23年2月策定）」について、震災復興基本計画に基づく堤防沿いの土地利用等を踏まえ平成25年3月に一部見直しを行い、新たな河川堤防や護岸等を生かしたまちづくりを行う計画である。

本検討会は、旧北上川河口の新たな河川堤防の整備を進めるにあたり、安全・安心に加え、人々が憩える空間を創造する水辺を活かした「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」と連携し、石巻の歴史・文化、地域の特性などを踏まえたかわまちづくりや、景観に配慮する方法について指導、助言を頂くことを目的として、設立するものである。

第3条（組織等）

検討会は、東北地方整備局が設置する。

- 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。
- 4 検討会は、委員の総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5 委員の任期は、平成27年3月31日迄とする。
- 6 検討会の会議にあたっては、必要に応じて委員以外の出席を求め、助言等を求めることができる。

第4条（座長）

検討会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会の運営と進行を総括する。

第5条（事務局）

検討会の事務局は、東北地方整備局河川部河川環境課、石巻市建設部河川港湾室に置く。

第6条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第7条（検討会の公開）

本検討会は、原則公開とする。

第8条（雑則）

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成 年 月 日より施行する。

旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する公開方法（案）

1. 会議の公開

検討会、検討会資料及び議事概要は公開するものとする。

ただし、特段の理由があるときには、その理由を明示し、検討会、検討会資料及び議事概要の全部または一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

旧北上川河口かわまちづくり検討会の議事概要については、事務局が作成するものとする。

3. 公開の方法

検討会資料及び議事概要は次の場所で閲覧ができるものとし、また、東北地方整備局及び北上川下流河川事務所のホームページへの掲載を行う。

閲覧場所：国土交通省東北地方整備局 河川環境課

北上川下流河川事務所 調査第一課及び涌谷出張所

石巻市役所 建設部 河川港湾室

旧北上川河口かわまちづくり検討会に関する傍聴規定（案）

検討会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席をそれぞれ設けるものとする。
- (3) 一般傍聴人の定員は、検討会の開催と合わせ周知する。

なお、傍聴者は先着順によるものとする。

- (4) 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることが出来ない。
 - ① 危険な物を携帯している者
 - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者
 - ④ その他、委員会を妨害または他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
- (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ① 検討会内における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 騒ぎ立てるなど、検討会を妨害しないこと。
 - ③ はちまき、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと。
 - ④ 飲食または喫煙をしないこと。
 - ⑤ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ⑥ その他検討会の秩序を乱しまたは議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 傍聴人は、検討会で非公開とする議題があった時は、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
- (7) 傍聴人は、検討会の傍聴にあたっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (8) 座長は、傍聴人が上記に違反した時は、これを退場させることが出来る。